

(郵便等〔代理記載〕による不在者投票用)

## 請求書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和8年2月8日執行の  
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙  
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で  
郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 (郵便番号 )

福島県伊達市

(電話 )

令和 年 月 日

氏名

代理記載人となるべき者の氏名

福島県伊達市選挙管理委員会委員長

### 備考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵送されるので、明確に記載すること。
- 4 郵便等投票証明書を必ず提示すること。